

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
070010	補助金活用施設の処分の自由化	補助金適正化法第22条、同施行令第13条、第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	C		補助金により取得された財産の処分の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源から特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。 したがって、補助事業者である地方公共団体のみでの判断をもって補助目的外の処分を認めることは適当ではない。							1262	1262060	補助金活用施設の処分の自由化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で制限されている財産の活用を図る。このため、同法第22条中「政令で」とあるのを「市町村の条例で」と改める。	社会経済情勢の変化に対応した柔軟な行政運営を展開する。	埼玉県志木市	地方自治解放特区
070020	納税貯蓄組合活性化特区(納税貯蓄組合の目的の拡大)	納税貯蓄組合法第2条第1項	納税貯蓄組合法において「納税貯蓄組合」とは、組合員の納税資金の貯蓄のあつたその他当該貯蓄に関する事務を行なうことを目的とする。	D-1	-	納税貯蓄組合法第2条第1項は、納税貯蓄組合の「納税道義の高揚を図る事業」の実施を制限するものではなく、現状においても、納税貯蓄組合は正しい税の理解者・協力者の拡大、中学生の「税についての作文」の募集の拡充、税の広報活動の積極的拡充、租税教育推進協議会への積極的加入及び日常活動としての租税教育活動の推進といった納税道義の高揚を図る事業を実施しているところである。	右の提案主体の意見について回答されたい。	現状においても、納税貯蓄組合は「納税道義の高揚を図る事業」を実施しており、納税貯蓄組合法第2条第1項に規定する定義について、納税貯蓄組合の「納税道義の高揚を図る事業」の実施を制限するものではないという財務省の解釈は了解した。 しかし、現に多くの納税貯蓄組合は同条を細小解釈し、「納税道義の高揚を図る事業」は納税貯蓄組合の目的に含まれないと判断していることから、現行の規定が多くの納税貯蓄組合の活動を実質的に制限している。 については、現在、限定的に定義されている組合の目的に「納税道義の高揚を図る事業」を明記するなど、納税貯蓄組合法第2条第1項の規定の改正に向けた検討をお願いしたい。 また、上記の財務省の解釈によれば、納税貯蓄組合の実施した「納税道義の高揚を図る事業」に要した事務費も、当然に、納税貯蓄組合法第10条第1項の事務費に含まれるものと解してよいと考えるが、その判断を示していただきたい。	D-1	-		1211	1211011	納税貯蓄組合活性化特区(納税貯蓄組合の目的の拡大)	納税貯蓄組合法で限定的に定義されている組合の目的について、「納税道義の高揚を図る事業」を明記し、より幅広い活動を可能とするとともに、このような事業も補助金の交付対象とする。	納税貯蓄組合による地域等の独自性・自主性を活かした啓発活動が積極的に展開される。	鳥取県納税貯蓄組合総連合会、鳥取県	納税貯蓄組合活性化特区	
070030	E3の課税に係る特例措置	揮発油税法第10条第1項、第14条第1項、地方道路税法第5条、第6条	揮発油を製造場から移出する者は、その移出する揮発油全量に対して揮発油税の納税義務を負う。ただし、揮発油の製造者が新たな揮発油の原料とするための揮発油をその新たな揮発油の製造場に移出する場合には、揮発油を製造場から移出する者が一定の手続を行うことを要件として、例外的にその移出の段階での課税を免除している(未納税移出免税制度)。	C		揮発油税は、揮発油が製造場から移出された揮発油の全量に対して課税することとされている。ご要望のような制度を採用すれば、E3の製造者は製造場から移出するE3全量に対して本来負うべき納税義務を負わず、混合したエタノール分しか負わないこととなる。これは、揮発油税法の根本的な課税原則を覆すもので、このようなご要望を採用することは困難であるため、現行の未納税移出制度を活用していただくようお願いしたい。	E3の原料となるガソリンを移出する者が未納税手続きを申告しやすくする方策を講じることはできないか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ再度検討し回答されたい。	現行法の未納税移出の制度は、移出する(元売り)側の事務手続きを必要とするが、移出の量や回数・頻度を思料すると、手続きの煩雑さや流通コストのデメリットを伴うことから、移出する(元売り)側の理解を得ることは実情として非常に困難である。「原料揮発油は免税」とする未納税移出制度の趣旨を踏まえれば、輸出時点で免税を判断する現行手続きに加え、流通の下流における原料揮発油からの揮発油の製造に対応する手続きが必要と考えられる。未納税移出がなされないとするれば、同一の対象物に同一の税が二度課税されることは回避できず、著しく不合理であるとともに、地域の規模に応じたE3製造や普及への大きな障壁となる。等のことから、E3に限り、移出する(元売り)側が本来行うべき未納税移出の手続きを、移出を受ける(E3製造者)側の申告に代える等の方法を、特区により認めていただきたい。	C			1147	1147010	E3の課税に係る特例措置	揮発油税法第14条第1項に規定されている「未納税移出」手続きの簡素化	二重課税回避措置による地方での安定的なE3社会実験の実施	岡山県、勝山町、久世町	「地産地消型」のE3ガソリン」社会実験事業	
070030	E3の課税に係る特例措置	揮発油税法第14条の(未納税移出)の製造者以外の方非課税手続き又は、揮発油税法第14条の(未納税移出)以外の非課税手続き	揮発油を製造場から移出する者は、その移出する揮発油全量に対して揮発油税の納税義務を負う。ただし、揮発油の製造者が新たな揮発油の原料とするための揮発油をその新たな揮発油の製造場に移出する場合には、揮発油を製造場から移出する者が一定の手続を行うことを要件として、例外的にその移出の段階での課税を免除している(未納税移出免税制度)。	C		揮発油税は、揮発油が製造場から移出された揮発油の全量に対して課税することとされている。ご要望のような制度を採用すれば、E3の製造者は製造場から移出するE3全量に対して本来負うべき納税義務を負わず、混合したエタノール分しか負わないこととなる。これは、揮発油税法の根本的な課税原則を覆すもので、このようなご要望を採用することは困難であるため、現行の未納税移出制度を活用していただくようお願いしたい。	E3の原料となるガソリンを移出する者が未納税手続きを申告しやすくする方策を講じることはできないか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	本市では、ガソリンにエタノールを3%混合した燃料で新庄市や山形県の公用車により、環境にやさしいバイオマス由来燃料のE3ガソリン混合燃料による地域循環型社会の実証に取り組んでいる。現在は、E3ガソリン混合燃料を取り扱っている給油所が市の委託を受けて事業を進めており、小規模危険物取扱所でガソリンに3%のエタノールを混合している。E3製造の原料ガソリンには揮発油税等がすでに課税されており、エタノールを混合した後には、ガソリンも含めた総量に揮発油税等が課税され地元税務署に申告している。揮発油税法第14条では、(未納税移出)ということで揮発油の製造者の移出に係る揮発油税の免除料を給油し、地域循環型社会づくりの事業に参加したいといわれている。現状の料金も、料金面でのイメージのほうが強(浮き彫りにされ、逆効果になる事が懸念される)の自動車燃料への利用のためには、E3製造と利用者の立場から地域の実情に応じた課税手続きが行えるよう特例を求めたい。現在、E3燃料全体への揮発油税の申告を控除申請を受け付けていただき、未納税移出に準ずる取り扱いを特区として申請するものとする。	C			1191	1191010	バイオマス由来燃料としてのE3ガソリン混合燃料による地域循環型社会の形成特区	現在、バイオマス由来燃料のE3ガソリン混合燃料による地域循環型社会づくりの実証事業は新庄市と山形県の公用車のみでの事業となっており、地域への広がりが無い。現状で、通常のガソリン代のほかに揮発油税の申告という事で1リットルにつき53.8円の税金を支払っての実証事業となり、通常ガソリンの約1.5倍の燃料は、ガソリンも含めた総量に揮発油税等が課税され地元税務署に申告している。揮発油税法第14条では、(未納税移出)ということで揮発油の製造者の移出に係る揮発油税の免除料を給油し、地域循環型社会づくりの事業に参加したいといわれている。現状の料金も、料金面でのイメージのほうが強(浮き彫りにされ、逆効果になる事が懸念される)の自動車燃料への利用のためには、E3製造と利用者の立場から地域の実情に応じた課税手続きが行えるよう特例を求めたい。現在、E3燃料全体への揮発油税の申告を控除申請を受け付けていただき、未納税移出に準ずる取り扱いを特区として申請するものとする。	山形県新庄市	バイオマス由来燃料による地域循環構想		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
070040	公売制度の弾力化	国税徴収法第115条	国税の公売の買受代金の納付期限は、売却決定の日であり、税務署長が必要と認めるときは延長することができる(国税徴収法115)。 不動産の公売処分による登記については、不動産登記法により官庁が登記所に囑託しなければならないこととされている。	C		租税債権は、その特質から優先権及び自力執行権が与えられており、早期・確実に徴収し、税務行政に対する国民の信頼を確保しなければならない。このような観点から、国税の公売による買受代金の納付期限の延長についても、公売手続の公正・公平な執行及び滞納者の権利保護を確保しなければならないと考える。 不動産の公売処分による登記については、不動産登記法により官庁が登記所に囑託しなければならないこととされており、国税の公売処分による権利移転等の登記囑託について、運用により民事執行法第82条の規定に準じた手続を行うことはできない。	納付期限の延長により公売市場の拡大が図られるメリットは大きいと考えられるところ、右の提案主体の意見も踏まえ再度検討し、回答されたい。	公売手続の公正・公平な執行及び滞納者の権利保護について 国税庁制定の換価事務概要によれば公売にあたっては「自己の財産を売却する心構えで高価有利に売却しなければならない」とし、公売市場の拡充についていくつかの方法が示されている。また、裁判所執行の競売においては民事執行法施行規則第56条による代金納付の時期を売却許可決定確定後1月以内の日とされている。しかも実務上この規定を誤示規定と解し、買い受ける人の資金調達の都合を考慮し、1月以上の日を期限とする取り扱いもなされているようである。これは、債権確保のため広く不特定多数の買い受け希望者を募るための配慮と受け止めていて、代金納付期日の延長により滞納者に課される延滞金は増加するが、実務としての公売は滞納処分の執行停止を前提とした最終処分であり、結果として滞納者に租税滞納に対しての不利益は生じない。即ち、公売によってすべての滞納が整理される例は稀であり、一部悪意の滞納者を除き公売処分後の滞納者は、概ね無財産となるため滞納処分の執行停止となり、その後租税債権の効力が成立する例が殆どである。よって、民事執行法において債務者(多くの場合滞納者)を救済するの不利を課しても、買受者の便宜を図った趣旨を考慮の上、再度公売制度の見直しをお願いするものである。 公売処分による登記手続について 上記同様民事執行法との整合を図るため、不動産登記法の改正を念頭に提案したものであり、上記公売手続の提案が認められた場合には再度要請したい。		C		ご意見は地方公共団体が行う公売制度の改善に関するものであり、国の公売制度に関するものではないため、財務省の所管ではなく、回答する立場にない。	1047	1047030	公売制度の弾力化	国税徴収法第115条第2項に定める買受代金の納付期限の延長が最大10日と規定されているのを「30日程度」に延長すること。 住宅ローン等の資金融資を行った場合、金融機関の担保権設定と公売執行機関の行う所有権移転登記の整合性を図る為、民事執行法82条の規定に準じた運用を実現する。	金融機関の融資により、一般市民の買受希望者も公売に参加できる機会が増加する。これにより固定資産の流動化が図られ、市民の不動産取得を活性化するとともに、税の滞納徴収を促進する。	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想
070050	地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする	所得税法78条 所得税法施行令第217条		C		構造改革特区推進のための基本方針において「従来型の財政措置は講じない」とされており、当該要望は検討要請事項の対象とならない。」という点につきましては、地方独立行政法人が管理・運営する学校を寄付金控除の対象とする事により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながることを、集まった寄付金の活用が地域経済を刺激し、民間活力の活性化に寄与すること、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保が図れることから提案しているものです。また、当区の提案は、独立行政法人の行う業務に学校の管理・運営を加えるものであり、他の独立地方法人と何ら性格を異にするものではありません。これらの点から、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」ではないことをご理解いただき、「地方独立行政法人への寄付に対する税制措置について、16年度税制改正の中で講じる対象に加えていただけますよう、再度ご検討の上、貴省のお考えをお教えください。	右の提案主体の意見について回答されたい。	青省の対応策の「構造改革特区推進のための基本方針において「従来型財政措置は講じない」とされており、当該要望は検討要請事項の対象とならない。」という点につきましては、地方独立行政法人が管理・運営する学校を寄付金控除の対象とする事により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながることを、集まった寄付金の活用が地域経済を刺激し、民間活力の活性化に寄与すること、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保が図れることから提案しているものです。また、当区の提案は、独立行政法人の行う業務に学校の管理・運営を加えるものであり、他の独立地方法人と何ら性格を異にするものではありません。これらの点から、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」ではないことをご理解いただき、「地方独立行政法人への寄付に対する税制措置について、16年度税制改正の中で講じる対象に加えていただけますよう、再度ご検討の上、貴省のお考えをお教えください。		C		本要望については、まずは文部科学省における地方独立行政法人法の中での位置づけなどについての検討がなされ結論を得ることが先決であり、税制上の取扱については、このような文部科学省における具体的な検討結果を踏まえて、必要に応じて検討を行うべきであり、現段階における回答は困難。いずれにせよ、本要望は「従来型の財政措置」にあたり、検討要請事項の対象にはならない。	1200	1200140	地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする	地方独立行政法人が管理する小中一貫校を、理事会に地域代表を入れるなど、これまで以上に地域密着型の法人運営を予定している。当該法人への寄付により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着の学校としての基盤の確保につながるものとなる。	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	
070060	酒類製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゆう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゆう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六キロリットル 八 ウイスキー類 六キロリットル 九 スピリッツ類 六キロリットル 十 リキュール類 六キロリットル 十一 雑酒 六キロリットル	C	—	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はなく、ワインの製造委託に関しては、日本ワイナリー協会において、受託可能な製造者の紹介を行う体制を整えているので、具体的にご相談されたい。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	製造コストを回収するのに必要な水準は、業態や製造において行う設備投資によっても変わるのではないかと、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能であることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。		C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能であることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。	1033	1033010	酒類の製造要件の緩和(ワイン)	グリーンツーリズムの促進を目的に、もてなしの範囲内での少量の自家製造について、どぶろく同様ワインも酒税法第7条の製造数量の緩和を行うものとする。	旅館・民宿・農泊・飲食店を営む者に限定し、地元産のブドウのみを原料としたワインの自家製造を認可する。ブドウとワインの町にふさわしい地域特性を活かした都市農村交流を促進することが可能となる。	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区
070060	酒類製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゆう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゆう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六キロリットル 八 ウイスキー類 六キロリットル 九 スピリッツ類 六キロリットル 十 リキュール類 六キロリットル 十一 雑酒 六キロリットル	C	—	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はなく、ワインの製造委託に関しては、日本ワイナリー協会において、受託可能な製造者の紹介を行う体制を整えているので、具体的にご相談されたい。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	製造コストを回収するのに必要な水準は、業態や製造において行う設備投資によっても変わるのではないかと、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能であることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。		C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能であることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。	1155	1155010	アルコール製造の最低製造数量基準の緩和	果実酒の最低製造数量基準を緩和	私は、観光農園を整備し、収穫体験だけでなく、来園者が収穫した果実を規制緩和で免許取得した果実酒製造免許者の管理の元、本人が製造過程の一部を体験し、数ヶ月後本人は自作の果実酒を楽しむことができますというフリーワンのワイン作りの提供を考えています。また、余剰の果実を果実酒にしか観光農園や自宅(酒小売店)で販売したり、酒屋への卸し、小売りを行うことにより、宣伝効果があり経営の拡大が図れます。しかし、果実酒の製造には、酒税法第7条第2項の適用があり、果実酒は6KL以上製造という最低製造数量基準があり、事業計画では、6KL未満の果実酒製造計画であるため、規制の緩和が必要であります。 他地区の果実酒製造特区提案に対する国の理解として、「設備投資の回収が困難」とワイン製造は既存ワイナリーへ委託が可能、との回答があつていますが、私は、果実酒製造にかか設備投資は、観光客の収穫代金と果実酒製造料金をセットで徴収するため、設備に要する経費は回収可能であります。また、観光客が観光農園で収穫からワイン製造の仕込みの体験をやりと考えておりますので、観光農園でのワイン製造が絶対必要なです。事業計画にある今年度の農場取得も年内取得に目標がたつておりますので、是非とも規制の緩和をお願い致します。 現在行っている周辺農家・旅行社と連携したツアー企画に、植木町内の観光資源、宿泊施設を取り入れて植木町を活性化させたいと考えています。 最後に、本年甲府市で開催された「国産ワインコンクール」において405点の中から4点の全賞が選ばれた中に、熊本ワイン(熊本市)の「熊鷹アイドハーベッシュシャルドネ樽発酵2003」が選ばれており、熊本産ワインの品質の高さが実証されたものです。私は熊本ワインを産出した観光受け入れ事業も実施しておりますので、今回の受賞は観光農園でのワイン作り計画にとつてまさに光明であります。	前田一宏	観光農園アルコール製造販売構想

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
070060	酒類製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゆう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゆう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六十キロリットル 八 ウイスキー類 六十キロリットル 九 スピリッツ類 六十キロリットル 十 リキュール類 六十キロリットル 十一 雑酒 六十キロリットル	C	一	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒類はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は酒類に限定されているものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	課税された酒類に果実や野草等を混和するだけで、アルコールの発酵が生じない場合には、リキュールの製造を認めてもよいのではないかと、この点を踏まえ、再度検討し回答されたい。			C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能となる場合に限りて付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によって行っているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。	1009	1009010	酒類の製造免許の要件緩和	「アマドコロ酒(リキュール類)」の製造要件である、年間製造見込数量(年間6キロリットル)を緩和。	下呂市では、従来から当地地で生産された農産物等を健康食品として特産化を図ってきた。また、下呂市が県の推進している南飛騨国際健康保養地構想の中核地域となっていることから、健康をキーワードに行政と地域住民が第2の特産品の開発を進め、アマドコロ、大麦若葉、ウコン等の薬草類を栽培し、商品化に適するものを模索してきた。その中で、アマドコロを約10年間栽培した結果、当地域が栽培に適地であり、品種改良により栽培技術も確立したことから、(有)南ひだスファームが中心となって「アマドコロ酒」として商品化を図ることとなった。このためには、農薬と農薬シフトン等を盛んでいる資(個人・法人を問わない)が、自己生産した薬草を使って、当市内に所在する自己の酒類の製造場「リキュール酒」を製造し、提供及び販売するための製造免許を申請した場合、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準「年6キロリットル」)の規定は適用しない旨の特例措置により、アマドコロの栽培から「アマドコロ酒」作りまで高品質の製品を製造し、薬草酒ブランドを確立するなど、地域農業の活性化を図るものである。下呂市には下呂温泉を中心に温泉類が各地に点在し、多くの観光客が訪れることから、こうした観光客や市民をターゲットに需要が見込まれ地域経済に有効な効果が期待される。	岐阜県下呂市	アマドコロ薬草特区構想
070060	酒類製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゆう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゆう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六十キロリットル 八 ウイスキー類 六十キロリットル 九 スピリッツ類 六十キロリットル 十 リキュール類 六十キロリットル 十一 雑酒 六十キロリットル	C	一	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒類はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は酒類に限定されているものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	課税された酒類に果実や野草等を混和するだけで、アルコールの発酵が生じない場合には、リキュールの製造を認めてもよいのではないかと、この点を踏まえ、再度検討し回答されたい。	リキュールの製造については、これのみでの年間操業や経営確立を目指すものではない。発酵過程を経ることがなく、比較的製造が容易であることから、系系(消費)ニーズに対応することができ、また当地域特有かつ多様なものを提供できることから特産物販売の地域振興の一つのアイテムとして考えているものである。 今提案は、採算性を考慮した上で対象酒類をリキュールとし提案したものである。すなわち、製造主に抽出工程であるので、複雑な設備を必要とせず、製品貯蔵費が高く、計画的生産を行うやすいこと等からコストを低減できるものと考えているのである。 また、適用対象者については、「旅館業法における営業者」と限定すれば、宿泊代金等を通じてコスト回収が容易であり、酒税の納税に支障をきたすことは少ないと、税務当局による実態把握も困難ではないと考えている。なお、免許交付条件として法人税、所得税等の滞納のないことも可能であると考える。 一方で、密造や酒税滞納の未然防止等の観点から、対象酒類や適用対象者を限定し特例措置が設けられている点を強調して、却下するは適当でない。		C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能となる場合に限りて付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によって行っているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。	1053	1053010	特定の事業者(旅館業法における営業者)によるリキュール類の製造事業	リキュール類の製造免許における、最低製造数量基準(6キロリットル)の撤廃	妙高市内(新井市、妙高高原町、妙高村)のホテル、旅館、ペンション事業者等が、市内の自然と遊休農地等を活用し栽培、採取した地域特産の果実、野草等を原料とし製造した「特産品を原料とした酒(リキュール類)」を、その事業者等の施設内で消費、販売(通信販売は行わない)することにより、販売と交流を進め、地域活性化と地域産業の振興を図る。	新潟県新井市	妙高山麓ハイオーション酒造特区(妙高果実野草酒製造特区)構想
070060	酒類製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゆう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゆう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六十キロリットル 八 ウイスキー類 六十キロリットル 九 スピリッツ類 六十キロリットル 十 リキュール類 六十キロリットル 十一 雑酒 六十キロリットル	C	一	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒類はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は酒類に限定されているものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	製造コストを回収するのに必要な水準は、業態や製造においても変わるのではないかと、この点を踏まえ、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	財務省の回答は酒税確保を主眼としており、代替策を提案する。提案主体より希望キロリットルに対応した酒税相当額の保証金を提出により認可すべきである。各提案はきわめてローカル色強く、必要に迫られた提案であり約子定規的対応は民意の圧迫をたまたす。		C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能となる場合に限りて付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によって行っているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、提案主体の意見の中で、「希望キロリットルに対応した酒税相当額の保証金を提出することにより認可すべき」としているが、こいつ形での新しい免許制度を創設する場合には、最低製造数量基準によっている現行の製造免許制度との整合性など根本的な議論が必要であり、特区において一部だけ特例を設ければよいということではない。	1158	1158040	水上農産物の収穫物の加工などによる酒類の製造販売の特例認定	薬味酒が最低6キロリットルの数量規制あり、6キロリットル以上の製造とネット通信販売及び茨城県内での販売認可	1千haの水上農業で収穫される予定のケナフは約4万トンに達します。当初薬味酒の製造加工でスタートし、自動車の天井やドアの内装材として国内メーカーがすでに外国産ケナフ材を輸入使用しているのが創意工夫で国内メーカーに売込む努力集中する	NPO霞ヶ浦浄化連	泳げる霞ヶ浦実水の目上農業開発と循環型社会システム構築
070060	酒類製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゆう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゆう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六十キロリットル 八 ウイスキー類 六十キロリットル 九 スピリッツ類 六十キロリットル 十 リキュール類 六十キロリットル 十一 雑酒 六十キロリットル	C	一	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒類はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は酒類に限定されているものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	製造コストを回収するのに必要な水準は、業態や製造においても変わるのではないかと、この点を踏まえ、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	最低製造数量基準の緩和費省の回答では、「製造コストを回収するのに必要な水準」、「酒類は特区外で流通する可能性が低い」、「ワインなどは製造委託が可能」、「民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できる」、「宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易」、「グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資する」とあるが、本提案に関しては、「酒税法第7条第4項の規定に準じて免許に期限を附し、永久免許の附与条件を満たすまでの間(概ね5年間を想定)、免許期限の延長の都度経営状況や財務状況等より個別に判断が可能であること。については、同法第11条第1項の規定に準じた条件を附すことにより、製造業者による焼酎の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないこと、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。また、本地域に焼酎の製造業者がいないため、本土の製造業者に委託するしかないが、離島という地理的条件から、本土地域に比べて輸送コストが高くなり、商売として継続することが可能であること。及び、については、原料を地元で醸すことにより原料コストが低減できるとともに、焼酎の製造により発生する放り物についても、通常は処分費用が発生するところ、家畜飼料として再利用する(家畜飼料が無償で引き取る)ことにより、更なるコスト低減が可能であること。については、焼酎の製造販売を通じた若者の雇用の場の創出、地産地消、観光振興など、地域の活性化に資することから、対象酒類を酒類に、対象者を農家民宿等を併せ営む農業者に限定すること、提案による焼酎製造が可能となるよう、再度検討をお願いいたします。		C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能となる場合に限りて付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によって行っているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、提案主体の意見の中で、「製造コストを回収するのに必要な水準に代えて、酒税法第7条第4項の規定に準じて免許に期限を附し、永久免許の付与条件を満たすまでの間、免許期限の延長の都度経営状況や財務状況等より個別に判断が可能である」としているが、経営状況や財務状況等による判断の結果、恒久的な設備投資をしている者に対しても免許を取り消すことができる状況を生じ得るが、こうしたことが受け入れられるのかといった問題がある。また、「同法第11条第1項の規定に準じた条件を附すことにより、製造業者による焼酎の発生や密造を地域内に限定することが可能」としているが、一旦出された酒類について、地域内で販売に限定することは実務上困難である。	1260	1260020	焼酎の製造免許の要件緩和	五島の活性化を目的に、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎「うんまか焼酎・五島」の製造販売を行う場合には、酒税法第7条第2項の規定による酒類製造免許の最低製造数量基準(しょうちゆう乙類においては、1年間の製造見込数量が10キロリットル以上)に特例を設け、数量基準を零にする。	現在、酒類の販売免許を取得し、宮崎県内の酒造会社で製造した焼酎に「うんまか焼酎・五島」のラベルを貼り、下五島地域において、主に観光客の土産品として販売を開始した。また、市町村合併により、本年8月1日に「五島市」が誕生したことから、これを記念にしたパッケージで同焼酎を販売し、観光資源として五島のPRを行っている。 次のステップとして、宮崎県内の同酒造会社で製造した原酒と地元七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎に同ラベルを貼り、下五島地域において、同様に販売する。 これと並行し、特区を活用して焼酎の製造免許を取得し、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎の製造を開始し、地域内で消費するとともに、特産品として観光客等に販売を行う。 焼酎の製造により発生する放り物についても、家畜飼料として再利用するなど、環境にも配慮した展開を予定している。 以上の取組等により、人口流出が続く下五島地域において、若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興などによる地域の活性化を図る。	若菜野田浜口緒方貞方	實直幸重敏寛

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
070070	ウイスキー類ブランディー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可	酒税法第3条	酒類と糖類その他の物品を原料とした酒類でエキス分が二度以上のものは「リキュール類」に分類される。	C	—	提案は、酒類製造者がブランデーに他物を混和した場合、リキュール類とはせずにブランデーのままとなるよう、定義を見直ししてほしいというもの。 酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。このように酒類の定義は課税対象の定義そのものであり、その見直しは、税負担水準の変更を伴うものであることから、規制には当たらず、そもそも特区の提案とはなり得ないものである。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	スピリッツにしてもリキュールにしても原料となる酒類のベースがあって、それに甘味を含む香料や色素の添加等で造られている酒が多いようである。そのベースとなるものは、特にスピリッツ等では、アルコールやブランデー等の蒸留酒が多いようである。当社は本年ブランデーの製造免許を取得し、独特の風味を持つブランデー(所謂グラッパ)を製造している。このブランデーに伊豆地方の特産である椎茸や山葵や毒等を混在および抽出液の添加等を実施した製品開発を行い、地域産業の発展に寄与したい。これを実施するには酒税法上スピリッツおよびリキュールの酒類(タネルイ)の製造免許取得しなれば製造は通わない。製造免許取得すると最低製造数量6klをクリアしなければならない。クリアするのは不可能である。従ってメインの酒類、例えばブランデーの製造免許の取得があれば、それに付随してそのブランデーを主体として使用する製品にはスピリッツやリキュールの製造免許の取得がなくても製造可能に規制緩和特区として許可いただきたい。		C		提案は、酒類製造者がブランデーに他物を混和した場合、リキュール類とはせずにブランデーのままとなるよう、定義を見直ししてほしいというものである。 酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。このように酒類の定義は課税対象の定義そのものであり、その見直しは、税負担水準の変更を伴うものであることから、規制には当たらず、そもそも特区の提案とはなり得ないものである。	1227	1227010	ウイスキー類ブランディー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可	ウイスキー類ブランディーの製造免許を取得しているが、ワイン製造の際の副生するブドウの絞り粕(グラッパ)から製造する。グラッパの製造原料に伊豆市特産のわさび、いちご、シイタケ、桜の花等を使用し、着色、におい付け、味付けを行いたい。 この当該行為により酒税法の定義では「スピリッツ」「リキュール」に相当するため新規にその酒類の製造免許が必要となる。 当該行為のためにわざわざ「スピリッツ」「リキュール」製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の生産要件クリアが困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外により伊豆地方の農業振興の一助となる。	ウイスキー類ブランディー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可	日本ニュービジネス協議会 連合会社 シャトー ティエス	ウイスキー類ブランディー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可
070080	ろ過しない発酵途中の濁りワインの酒税法上の分類を明確にし、販売できることの明確化	酒税法第3条第8号、同条第14号、第44条第2項 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第44条第2項関係	もろみについて製造場から移出しようとする場合は税務署長の承認が必要であるが、特定の場合を除き、原則として承認を与えないこととしている。	C		「ろ過していない発酵途中の濁りワイン」は、ぶどう搾汁を発酵させたもので主発酵が終わる前のものであるから、酒税法上はもろみに該当する。もろみを処分(製造場から移出)しようとする場合には、製造場の所轄税務署長の承認を受けなければならないこととされている。提案では製品の移出に当たり消費期限を設けた上で低温流通させる措置を講じるとされているが、この措置が確実に担保されない場合には、もろみが再発酵し果実酒又は甘味果実酒となることから、レストラン等の無免許製造となる恐れが生じる。(確実に担保するためには新たな規制の必要がある。)このため、提案のような事由の場合には、酒税の検査取締上の観点から、これを承認しないこととしている。	右の提案主体の意見について回答されたい。	特区制度は、地域の特性に応じた規制の特例を特定の区域に導入することで、地域が自発性を持って構造改革を進め、新規産業の創出等により、地域の活性化につなげることを目的とした制度であると理解している。 特区の推進に関する基本方針においても、「全国一律の規制」から、「地域の特性に応じた規制」へという考え方の転換のもと、「知恵と工夫」、「自助と自立」により地域経済の活性化を図るものとされている。 貴省におかれては、「酒税の検査取締上の観点からこれを承認しないこととしている」との判断であるが、特区制度の趣旨を踏まえ、再考をお願いしたい。		C		酒税法では、もろみの処分を承認とし、原則として禁止しているが、これは、もろみは最終的に完成される酒類からみれば、中間製成物の性質を有しており、酒類として流通することを予定していないこと、もろみを原料として酒類を製造することは極めて容易であるため、これを自由に移出することを容認した場合には、酒類の密造を誘発しかねないとの理由によるものである。 提案のような低温流通措置が確実に担保されない場合には、もろみが再発酵し、果実酒又は甘味果実酒となることから、レストラン等の無免許製造となる恐れが生じるものであり、酒税の検査取締上の観点からこれを承認しないこととしているものである。	1080	1080020	ろ過しない発酵途中の濁りワインの酒税法上の分類を明確にし、販売できることの明確化	ブドウ収穫、新酒醸造の季節である9月～11月に、神戸市内のレストラン等において、収穫祭としてホイリゲ(濁りワイン)の販売を行う。それにより農業振興に資するとともに、都市と農村の交流を促進し、地域の特性を活かした観光・文化を育て、集客と地域経済の活性化を図る。	神戸市	人と自然との共生 ゾーン特区	
070090	地域の特産物を利用した乙類焼酎の免許の付与に関する、焼酎の製造免許の要件緩和。	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条第11号関係の2	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう(かす取りしょうちゅう以外のもの)については、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそば以外の特産物を主原料とし、かつ、販売先がその地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与することとしている。	D - 1		しょうちゅう乙類のうちその他のしょうちゅう(かす取りしょうちゅう以外のもの)の製造免許については、製造しようとするしょうちゅう乙類が、地域の特産物(一般的に当該地域における特産品として認知されている産品)を主原料とし、かつ、販売先がその地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与することとしている。							1138	1138010	地域の特産物を利用した乙類焼酎の免許の付与に関する、焼酎の製造免許の要件緩和。	酒税法第10条の規程には、「酒税の保全の為に税務署長は免許を与えないことができる」と規程されている。現在焼酎乙類(地域の特産品)に属するかぼちゃは、酒税の保全の名目でこの10条が適用され、新規免許が付与できない状況となっている。米沢市内の酒造会社は、酒税法上、乙類、地域の特産品に属する「かぼちゃ」を使った焼酎の製造は認められない(乙類免許取得の関係上)。しかし、当地域の特産品として生産されている「かぼちゃ」を焼酎に加工することは、地域産品のブランド化だけでなく、地域産業の活性化や新規産業の確立、雇用拡大など、大きな波及効果をもたらすことが期待される。焼酎の消費量が日本酒を上回った現在、全国でもあまり例がない「かぼちゃ焼酎」は、各社の模範ともなり、地域活性化に大きな影響をもたらすことが予想される。よって、地域の特産品(かぼちゃ)を材料にした「かぼちゃ焼酎」の新規参入を認めてほしい。	当所の会員事業所を中心とした酒類製造会社で、地域特産品の「かぼちゃ/品種:ほほえみ」を原材料とした乙類焼酎の製造免許を取得し、「かぼちゃ焼酎」を製造・販売する。地域ブランドの確立化、さらなる地域の発展を目指す。将来的には、地域の伝統的植生「うごぎ」にも範囲を広げていきたい考えである。	米沢商工会議所	米沢産メルヘンかぼちゃ焼酎プロジェクト、

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
070100	地域の特産物を利用した乙類焼酎の免許の付与に関してほしいもを材料として認可する緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう(かす取りしょうちゅう以外のもの)については、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそば以外の特産物を主原料とし、かつ、販売先がその地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与することとしている。	C	かす取り以外のその他のしょうちゅう乙類の特産物を主原料としたしょうちゅうの製造免許については、原料が地域の特産物に限定され、かつ、販売先がその地域に限定されていることから、しょうちゅう乙類の需給に与える影響は少ないものと認められる。しかしながら、米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり、本提案を含めた同様の内容の変更はすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることが明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。 なお、しょうちゅう乙類の課税数量は増加傾向にあるが、しょうちゅう乙類の需給状況について、短期的視点での判断は、焼酎が熟成酒であることを考えると大きな危険が伴うものであり、長期的に見極めていく必要があるものと考えている。 また、ほしいもは、芋をアルファ化し、さらに自然力で糖化させた商品であり、さつまいもとは別なものと解釈できるとするが、原料については、法令解釈通達第3条の2(原料を加工した際分離されたもの等の取扱)において、加工により物品に本質的な変化を来していないものは、加工前の物品の名称のものとして取り扱っている。なお、本質的な変化とは、分解、合成、酸化、還元等の化学的操作又は抽出、蒸留等の精製操作により組成又は成分が明らかに変化する場合としており、芋をアルファ化し、さらに自然力で糖化させたとしても、本質的な変化とは認められず、加工前の物品であるさつまいもと判断せざるを得ない。	貴省の回答では、「長期的に見極めていく必要がある。」とあるが、その際の具体的な判断基準を示されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ再度検討し回答されたい。	貴省の回答では、「長期的に見極めていく必要がある。」とあるが、その際の具体的な判断基準を示されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ再度検討し回答されたい。	貴省の回答では、「長期的に見極めていく必要がある。」とあるが、その際の具体的な判断基準を示されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ再度検討し回答されたい。	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	しょうちゅう乙類製造者の多くは、極めて零細な中小企業であり、需給調整要件を適用しないことで免許を付与して新たにしょうちゅうを製造させることとした場合、しょうちゅう乙類製造業者の濫立を招き、よって酒税の徴収の確保に影響が生じる可能性が非常に高い。 また、昨今、しょうちゅうの消費数量の伸びが見られるものの、これを一時的なブームにとらえる向きもあり、今後ともこのような消費数量の伸びが継続するかどうか、不透明な状況にある。 したがって、しょうちゅう乙類製造に係る需給調整規制の今後のあり方については、しょうちゅう乙類の製造能力、需要動向等を長期的に見極めて、慎重な検討を進めていく必要がある。	1144	1144010	地域の特産物を利用した乙類焼酎の免許の付与に関してほしいもを材料として認可する緩和	地域の特産物を利用した乙類焼酎の原料に米、麦、さつまいも、そばが無条件に特産物から除外されているが、明らかに特産物であると認知される場合には、その原料として認める。	ひたちなかJA管内で唯一の酒造会社である木内酒造合資会社(既に清酒、ビール、発泡酒、ワイン、かすと焼酎の免許取得済)で、特産品としてのほしいもを原料とした乙類焼酎の製造免許を取得し、ひたちなかJA管内のほしいもを原料にほしいも焼酎を製造し、域内の人々にそれを販売する。	ひたちなかJA株式会社 幸田商店 木内酒造合資会社	純ひたちなか産ほしいも焼酎生産プロジェクト
070110	焼酎の製造免許の要件緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう(かす取りしょうちゅう以外のもの)については、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそば以外の特産物を主原料とし、かつ、販売先がその地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与することとしている。	C	かす取り以外のその他のしょうちゅう乙類の特産物を主原料としたしょうちゅうの製造免許については、原料が地域の特産物に限定され、かつ、販売先がその地域に限定されていることから、しょうちゅう乙類の需給に与える影響は少ないものと認められる。しかしながら、米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることが明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。 なお、しょうちゅう乙類の課税数量は増加傾向にあるが、しょうちゅう乙類の需給状況について、短期的視点での判断は、焼酎が熟成酒であることを考えると大きな危険が伴うものであり、長期的に見極めていく必要があるものと考えている。	貴省の回答では、「長期的に見極めていく必要がある。」とあるが、その際の具体的な判断基準を示されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ再度検討し回答されたい。	受給調整要件の緩和 貴省の回答では、「ここ数年の急激な消費数量の伸びについては、既存の供給能力に対応を図っている(第3次提案)掲げたほしいも焼酎生産プロジェクト」に対する9月10日回答、「しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることが明らかである。」「長期的に見極めていく必要がある」とあるが、本提案に関しては、については、ここ数年の急激な消費数量増加への対応について、既存の製造業者には増産が認められているにもかかわらず、さつまいもや麦を使った焼酎製造の新規参入を希望する者がいるが、その道が閉ざされている実態は、公平な競争が阻害されている状況であり、一定条件の下で新規参入を認める余地がある(新規参入を認めるべきもの)と考慮されること。については、酒税法第11条第1項の規定に準じた条件を附すことにより、製造業者による焼酎販売が地域内に限定され、既存の製造業者への影響を最小限に抑えることが可能であること。については、仮に急激な需要の減少が生じた際には、製造業者の経営状況等を勘案した上で、同法第11条第1項の規定に準じて製造数量に条件を附す(製造数量の上限を設定(例えば10キロリットル以下に設定)することにより、需要の変化に柔軟に対応し、受給への影響を最小限に抑えることが可能であること。また、特区の評価を通じて受給への影響等の検証が可能であると考えられることから、提案による焼酎製造が可能となるよう、再度ご検討をお願いいたします。	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	しょうちゅう乙類製造者の多くは、極めて零細な中小企業であり、需給調整要件を適用しないことで免許を付与して新たにしょうちゅうを製造させることとした場合、しょうちゅう乙類製造業者の濫立を招き、よって酒税の徴収の確保に影響が生じる可能性が非常に高い。 また、昨今、しょうちゅうの消費数量の伸びが見られるものの、これを一時的なブームにとらえる向きもあり、今後ともこのような消費数量の伸びが継続するかどうか、不透明な状況にある。 したがって、しょうちゅう乙類製造に係る需給調整規制の今後のあり方については、しょうちゅう乙類の製造能力、需要動向等を長期的に見極めて、慎重な検討を進めていく必要がある。	1260	1260010	焼酎の製造免許の要件緩和	五島の活性化を目的に、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎「うんまか焼酎・五島」の製造販売を行う場合には、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条第11号関係2の(4)の規定(免許の需給調整要件)を適用しない。	現在、酒類の販売免許を取得し、宮崎県内の酒造会社で製造した焼酎に「うんまか焼酎・五島」のラベルを貼り、下五島地域において、主に観光客の土産品として販売を開始した。また、市町村合併により、本年8月1日に「五島市」が誕生したことから、これを記念にしたパッケージで同焼酎を販売し、観光資源として五島のPRを行っている。 次のステップとして、宮崎県内の同酒造会社で製造した原酒と地元七岳山系の湧水を使ってブレンドした焼酎に同ラベルを貼り、下五島地域において、同様に販売する。 これらと並行し、特区を活用して焼酎の製造免許を取得し、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎の製造を開始し、地域内で消費するともに、特産品として観光客等に販売を行う。 焼酎の製造により発生する糞り粕についても、家畜飼料として再利用するなど、環境にも配慮した展開を予定している。 以上の取組等により、人口流出が続く下五島地域において、若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興などによる地域の活性化を図る。	若菜野田浜口緒方貞真 實直幸重敏勝廣寛	「うんまか焼酎・五島」の製造販売による五島活性化プロジェクト	
070110	焼酎の製造免許の要件緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう(かす取りしょうちゅう以外のもの)については、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそば以外の特産物を主原料とし、かつ、販売先がその地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与することとしている。	C	かす取り以外のその他のしょうちゅう乙類の特産物を主原料としたしょうちゅうの製造免許については、原料が地域の特産物に限定され、かつ、販売先がその地域に限定されていることから、しょうちゅう乙類の需給に与える影響は少ないものと認められる。しかしながら、米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることが明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。 なお、しょうちゅう乙類の課税数量は増加傾向にあるが、しょうちゅう乙類の需給状況について、短期的視点での判断は、焼酎が熟成酒であることを考えると大きな危険が伴うものであり、長期的に見極めていく必要があるものと考えている。	貴省の回答では、「長期的に見極めていく必要がある。」とあるが、その際の具体的な判断基準を示されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ再度検討し回答されたい。	政府の方針では、経済活性化のため規制改革により民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要であると謳っています。政府の方針への合致について、御見解をお願いします。 ・昨今、海外で造られた焼酎が輸入されていることを耳にしますが、国内で新規参入を認め、健全な競争環境を作り、民間の活力を引き出し企業体質の強化を図っていくことが、ひいては税収の安定につながると思われませんがこれについて御見解をお願いします。 ・「長期的に見極めていく」との回答については、長期的とはどの程度のスパンを考えているのか、見極める材料として特区設置ではいけないのか、いけないのであれば、何を持って見極める材料とされるのか御回答をお願いします。	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	しょうちゅう乙類製造者の多くは、極めて零細な中小企業であり、需給調整要件を適用しないことで免許を付与して新たにしょうちゅうを製造させることとした場合、しょうちゅう乙類製造業者の濫立を招き、よって酒税の徴収の確保に影響が生じる可能性が非常に高い。 また、昨今、しょうちゅうの消費数量の伸びが見られるものの、これを一時的なブームにとらえる向きもあり、今後ともこのような消費数量の伸びが継続するかどうか、不透明な状況にある。 したがって、しょうちゅう乙類製造に係る需給調整規制の今後のあり方については、しょうちゅう乙類の製造能力、需要動向等を長期的に見極めて、慎重な検討を進めていく必要がある。	5057	50570001	焼酎の製造免許の取得要件緩和	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編酒税法第10条第11号関係2の「次に掲げる酒類」から(4)の「しょうちゅう乙類」に関する記述を削除し、「しょうちゅう乙類」について、原料や特産物の特性に限らず新規免許の取得を認める。	長野県内において、新規の焼酎免許の取得を推進し、県が実施する長野県原産地呼称管理制度等の施策の実施により長野県産焼酎の振興を図る。	長野県		
070120	酒税についての納税申告の簡素化	酒税法第30条の2、第30条の4	○酒類製造者は、その製造場ごとに、毎月、課税標準数量、酒税額等を記載した申告書を翌月末日までに所轄税務署長に提出しなければならない。 ○申告書を提出した酒類製造者は、申告に係る酒類を移出した日の属する月の末日から2月以内に酒税を国に納付しなければならない。	C	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていることとして、酒類製造者は、製造規模の大小や本業が副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。	酒税の納税を確保する代替措置を設けても回数等を簡素化できないが、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていることとして、酒類製造者は、製造規模の大小や本業が副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていることとして、酒類製造者は、製造規模の大小や本業が副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。	1033	1033021	酒税についての申告義務・記帳義務の簡素化	酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。	酒類販売による収入の拡大を目的とするものではなく、少量生産・少量消費により都市住民等にもてなし、農村の価値を高めるといふ公益性を追求することが主目的である。よって、生業とする酒造業者同様の煩雑な税申告や記帳の手続きを簡素化する。具体的には年一回の税申告・納付への特例措置と酒税法施行規則14条適用の除外を実施する。	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
070130	酒税についての記帳義務の簡素化	酒税法第46条	○酒類製造者等は、製造、貯蔵、販売又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。	D - 1	—	酒税は申告納税制度を採用しており、適正な申告納税を行っていただくとともに、申告内容の事後的確認に資するため、原料の使用実績や製造・出荷の実績などの必要最小限の事項について記帳義務を課しているところであり、酒類製造者は、酒税の納税義務者として、記帳義務を適正に履行していただくことが必要である。 なお、法令解釈通達において、製造場の構造、設備又は製造操作の特殊性等から、主に製造過程に関し記帳ができない事項(例えば仕込み前後の容器の液面までの深さなど)については、その記帳を省略することができることとされており、これを踏まえ製造者の実状に即して対応することとしている。							1033	1033022	酒税についての申告義務・記帳義務の簡素化	酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。	酒類販売による収入の拡大を目的とするものではなく、少量生産・少量消費により都市住民等にもてなし、農村の価値を高めるという公益性を追求することが主目的である。よって、生業とする酒造業者同様の煩雑な税申告や記帳の手続きを簡素化する。具体的には年一回の税申告・納付への特例措置と酒税法施行規則14条適用の除外を実施する。	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区
070140	輸出貨物の車上通関時における「車上扱い願書」提出の不要化・包括化	関税法第67条、第67条の2	通常の輸出通関では、車両等で輸送された貨物を保税蔵置場内に搬入した後に輸出通関を認めているが、「車上通関扱い」とは、輸出しようとする貨物を保税地域内の車両上に積載したままの状態輸出通関を認める取り扱いである。	C		「車上通関扱い」を行う貨物については、車両上に貨物が積載されたままとなっており、その移動等が容易であり、かつ、申告時の貨物確認が不十分となる恐れがあるため、取締り上の観点から、事前に「願書」の提出を求めているものであり、「車上通関扱い」が可能かどうか適切に確認を行う必要があることから、その廃止等は困難である。	提案のうち、包括事前審査を認められ、かつ車上通関の実績がある業者については、包括事前審査が認められている期間と同期間は「車上扱い願書」の提出を不要としてもよいのではないかと、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ再度検討し回答されたい。	輸出申告における包括事前審査を認められた貨物については、原則としてNACCS(通関情報処理システム)のオンライン端末での輸出申告後即時許可となることを考えると、個々の貨物ごとに必ず行われる輸出申告とは別に、事前に書類で「車上扱い願書」を提出させる必要性が疑問です。また、包括事前審査扱い以外の貨物の車上通関においても、保税地域での搬出入確認や輸出申告等は車上通関以外の一般貨物と同様に行われることから、貨物管理の点では問題ないと考えます。取締り上の観点から「願書」の事前提出が必要ということであれば、現状の包括事前審査扱い貨物の場合と同様に1ヶ月分をまとめた事前提出でも足りるのではないのでしょうか。	C		1201	1201020	輸出貨物の車上通関時における「車上扱い願書」提出の不要化・包括化	1. 輸出申告は、原則として貨物を保税地域に搬入・蔵置した後に行うこととなっているが、「車上通関扱い」は迅速な通関が必要な航空貨物の特殊性に鑑み特例的に認めているものである。 2. 「車上通関扱い」を行う貨物については、車両上に貨物が積載されたままとなっており、その移動等が容易であり、かつ、申告時の貨物確認が不十分となる恐れがあるため、取締り上の観点から、事前に「願書」の提出を求めているものである。包括事前審査適用貨物であっても事前に、「車上通関扱い」が可能かどうか適切に確認を行う必要があることから、その廃止等は困難である。	現在成田空港では、均質貨物、巨大重量貨物、精密貨物又は包括事前審査制度の適用を受ける貨物の輸出について車上通関が認められているが、このうち包括事前審査を認められている事業者については、車上通関時の税関への「車上扱い願書」の提出を不要とし、それ以外の事業者については、「車上扱い願書」の提出を1ヶ月単位とする。(注)「車上扱い願書」の提出は、原則その都度行なわなければならない。ただし包括事前審査を認められ、かつ車上通関の実績がある事業者については、現状でも1ヶ月単位での提出が認められている。	物流事業者が輸出貨物の車上通関を行う際の手続きを簡素化することにより、通関作業の迅速化・省力化を実現する。 これにより、成田空港における国際航空物流の効率化を図り、成田空港の物流機能を一層高めることで、地域の立地優位性が高まり、成田空港を中心とした物流機能集積の進展に寄与する。	千葉県	国際空港特区	
070150	税関手続の取扱い	関税法第107条 関税法施行令第92条第1項 財務省組織規則第343条第1項及び第101項	貨物の輸出又は輸入の許可等に係る税関長の権限は、各税関官署の長に委任されているため、貨物の輸出又は輸入の申告はこれら税関官署の長に対して行う必要がある。	C		関税法等に基づき、関税等の適正な徴収や輸出入手続の適正な処理を確保するため、輸出入申告に際しては、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署において、申告から許可までの手続を行う必要がある。	輸出申告が貨物の蔵置場所を管轄する税関官署以外になされた場合、どのような理由で適正な処理が確保できないのか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	保税蔵置場の許可においては、関税徴収や輸出入手続の適正な処理を確保するため管轄税関官署からの路程を概ね2.5km以内としている。同様に取締り上支障がない一定距離の範囲内という条件を付けても、税関官署の管轄区域外にある貨物の輸出入申告を管轄区域内の事業所から受けつけることで、税関官署の申請窓口としての利便性を高め通関業者等の税関手続に要する負担を軽減していただきたい。	C		1201	1201010	税関申告官署の自由化(税関手続における空港周辺支署・支署の提出先)	関税等の公平かつ適正な賦課徴収や輸出入手続の適正な処理を確保するためには、税関への輸出又は輸入の申告、検査及び許可という一連の通関手続において、関税法等に基づく関税等の確定、納付、徴収等が行われ、必要に応じ、仕入書等の添付書類に基づく申告内容の確認(審査)、申告書記載の貨物と現品との同一性の確認(検査)や他法令の規定に基づく許可、承認等の確認を行わなければならないことから、税関は対象貨物を管轄下において同一の税関で一貫して審査・検査を行う必要がある。 なお、輸出入申告は、通関情報処理システム(NACCS)により電子的に行うことが可能である。また、添付書類は税関手続申請システム(CuPES)により電子的に提出することが可能となっており、添付書類の電子化を進めることなどにより、税関手続の負担軽減を図っていくこととする。	成田空港で取り扱う貨物に係る輸出入申告(控え)及び添付書類の提出先税関官署を物流事業者が希望する税関官署とする。 また、輸出入申告についての税関の審査は、輸出入申告(控え)等が提出された税関官署において実施する。	成田空港で物流事業者が行なう輸出入に係る税関手続を事業所最寄りの税関官署(又は事業者にとって便利な税関官署)で行なえるようにすることで、物流事業者が税関手続に要する時間を削減し、作業負担を軽減する。 このことにより、成田空港における国際航空物流の迅速化・効率化を図り物流機能を一層高めることで、地域の立地優位性が高まり、成田空港を中心とした物流機能集積の進展に寄与する。	千葉県	国際空港特区	
070150	税関手続の取扱い	関税法第107条 関税法施行令第92条第1項 財務省組織規則第343条第1項及び第101項	貨物の輸出又は輸入の許可等に係る税関長の権限は、各税関官署の長に委任されているため、貨物の輸出又は輸入の申告はこれら税関官署の長に対して行う必要がある。	C		関税法等に基づき、関税等の適正な徴収や輸出入手続の適正な処理を確保するため、輸出入申告に際しては、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署において、申告から許可までの手続を行う必要がある。	輸出入申告が貨物の蔵置場所を管轄する税関官署以外になされた場合、どのような理由で適正な処理が確保できないのか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	関税等の公平かつ適正な賦課徴収や輸出入手続の適正な処理を確保するためには、税関への輸出又は輸入の申告、検査及び許可という一連の通関手続において、関税法等に基づく関税等の確定、納付、徴収等が行われ、必要に応じ、仕入書等の添付書類に基づく申告内容の確認(審査)、申告書記載の貨物と現品との同一性の確認(検査)や他法令の規定に基づく許可、承認等の確認を行わなければならないことから、税関は対象貨物を管轄下において同一の税関で一貫して審査・検査を行う必要がある。 なお、輸出入申告は、通関情報処理システム(NACCS)により電子的に行うことが可能である。また、添付書類は税関手続申請システム(CuPES)により電子的に提出することが可能となっており、添付書類の電子化を行うことにより、その提出先の問題は解決するものと考えられる。	C		1271	1271060	横浜税関長または川崎税関支署長が所管する税関提出書類の提出先を横浜税関本関と川崎税関支署(川崎税関支署長)に提出することとされているが、これを横浜税関本関でも受付できるような取扱いを要する。	輸出入申告書などの、税関長への提出が義務づけられている書類の取扱いについては、関税法第百七条、および関税法施行令第九十二条第一項第一号により、税関長から税関支署長に権限が委任されている。 このため、川崎港で輸出入する先、港内(川崎港)の保税地域に搬入された貨物についての輸出入申告書の場合、横浜税関本関(横浜税関長)ではなく、川崎税関支署(川崎税関支署長)に提出することとされているが、これを横浜税関本関でも受付できるような取扱いを要する。	規制が緩和されれば、横浜港と川崎港で取り扱う貨物に関する書類の受付が、横浜税関本関と川崎税関支署の双方で行えるようになり、代理店の負担が軽減されて、コスト削減につながる。	神奈川県横浜市	国際物流特区		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
070160	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し	構造改革特別区域法第29条 構造改革特別区域法施行令第5条	地方公共団体が、その設定する特区であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける臨時開庁承認の回数が一年を通じて相当数あることが見込まれる場合に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたとき、その構造改革特区において臨時開庁手数料に関する特例措置が適用される。	B-1		インランド・デボについても年間365回以上の臨時開庁承認実績があること、インランド・デボにおける利用者の利便性の向上又は施設利用の促進などによる貿易の振興に資するための施策が講じられること等の要件を満たす場合には臨時開庁手数料の軽減を認める方向で検討し、平成16年度中に措置するものとする。							1207	1207010	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し	内陸部の国際物流を支援するため設置されているインランド・デボについても、一定の要件を満たしていれば、単体で臨時開庁手数料半額の対象とする。	インランド・デボにおける通関業務の時間外手数料軽減により、内陸部に立地する企業の貿易活動を支えるとともに、物流コストの軽減と物流拠点としての競争力の強化を図る。	茨城県、栃木県、群馬県	広域連携物流特区